

滝川市における公の施設の 指定管理者候補者選定審査報告書

令和6年10月

滝川市指定管理者選定職員会議

滝川市における公の施設の指定管理者の候補者選定に係る審査結果について

滝川市まちづくりセンターについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入するため、指定管理者を募集したところ、1団体から申請がありました。

滝川市指定管理者選定職員会議（以下「選定会議」という。）は、申請内容について提出書類と申請者プレゼンテーション及びヒアリングをもとに総合的に審査したので、その結果を次のとおり報告します。

令和6年10月29日

滝川市長 前 田 康 吉 様

滝川市指定管理者選定職員会議委員長 中 島 純 一

記

1 指定管理者候補者

公の施設の名称	指定管理者申請者氏名
滝川市まちづくりセンター	特定非営利活動法人 空知文化工房

2 審査経過及び講評等 別紙のとおり

参考 滝川市指定管理者選定職員会議構成員

委員長 中 島 純 一（滝川市副市長）
副委員長 横 山 浩 丈（滝川市市民生活部長）
委員 和 田 英 昭（滝川市総務部長）
委員 倉 本 真 吾（滝川市市民生活部税務課長）
委員 田 上 智 章（滝川市市民生活部くらし支援課長）

審査経過及び講評等

1 募集及び選定の経過

- | | |
|--|------------------------------|
| (1) 第1回滝川市指定管理者選定職員会議 | 令和6年8月16日(金) |
| (スケジュールの確認並びに募集要項及び業務仕様書の決定) | |
| (2) 公募告示(募集開始) | 令和6年9月2日(月) |
| (3) 申請受付期間 | 令和6年9月2日(月)～
令和6年10月1日(火) |
| (4) 質問受付期間 | 令和6年9月2日(月)～
令和6年9月17日(火) |
| (5) 現地説明会 | 令和6年9月10日(火) |
| (6) 第2回滝川市指定管理者選定職員会議 | 令和6年10月16日(水) |
| (選定方法の確認、選定基準の決定及び申請内容・質問事項の確認) | |
| (7) 第3回滝川市指定管理者選定職員会議 | 令和6年10月29日(火) |
| (申請者プレゼンテーション及びヒアリングの実施並びに指定管理者候補者の決定) | |

2 申請団体数

1 団体

3 選定審査の方法

(1) 提出書類の確認

申請者からの提出書類については募集要項に定める申請の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。

(2) 申請書類等審査

第2回選定会議において申請者からの申請書類(事業計画書、収支計画書等)の詳細について、提案内容を精査しました。

(3) 財務分析の実施

申請書類の貸借対照表、損益計算書を基に総資本経常利益率、流動比率、当座比率、経常収支比率、自己資本比率などの指標による分析を行い、併せて内部留保資金の大きさ、資本金の規模、債務超過・不良債務の有無、営業利益などについて精査をしました。

(4) 申請者プレゼンテーション及びヒアリング

申請者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑を行いました。

実施日 令和6年10月29日

場所 滝川市役所302会議室

内容 15分間のプレゼンテーション及び30分間のヒアリングの実施

(5) 総合審査

総合審査は、指定管理者候補者審査・選定基準(平成18年11月10日施行)に基づき取り進めました。

申請書その他添付書類並びにプレゼンテーション及びヒアリング内容をもとに、選定会議(出席委員5名)において、指定管理者選定審査票に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員ごとに採点(満点:100点)し、得られた各委員の審査点を合算したもの(500点満点)を提案者に係る審査点とし、審査点の総合計が標準点(満点の100分の60)に達しているか否かの確認を行いました。

この結果、審査点の総合計が最も高く、かつ、標準点(満点の100分の60)を満たした団体を指定管理者候補者に選定しました。

4 選定結果

申請者	満 点	審査点
指定管理者候補者	500 点	389 点 (100 分の 77.8)

5 審査講評

滝川市まちづくりセンターは、市民による自主的なまちづくり活動(以下「市民活動」という。)の支援及び市民の交流の場の提供を行うことにより、市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを推進し、もって豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目的として設置されました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、これら施設の設置目的を踏まえながら、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき審査を行い、募集要項・業務仕様書で示した要求水準を満たしていると評価しました。また、その審査において特に次の点について評価しました。

指定管理者候補者については、

- まちづくりセンターの最大の役割である中間支援センターとしての市民活動を行う市民や団体の支援及び市民と行政をつなぐ役割について十分に理解した提案がされていること。また、人材育成や自主事業についても適切に実施されることが期待できること。
- 市民活動について、現在の状況から今後の展望を見据えた取組が期待できること。
- 現在もまちづくりセンターの指定管理者であり、施設の管理運営の経験・知識・方法があること。また、街なかひろば く・る・るなど他施設の管理の受託などによる豊富な運営実績もあり、高く評価できること。
- 施設利用者やイベント参加者へのアンケート調査によりニーズを把握するなど、利用者の拡大やサービスの向上につながる実績及び具体的な提案があること。
- コスト削減を含めた収支計画に加え、安定した組織の財政基盤により最適な施設運営の実現が見込めること。

以上のような点を踏まえ、総合的に審査した結果、「特定非営利活動法人空知文化工房」を滝川市まちづくりセンターの指定管理者の候補者として選定しました。